



茨城県報

第 2469 号

平成25年3月14日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県母子保健法施行細則の一部を改正する規則（子ども家庭課）…………… 1

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 3
- 種畜証明書の交付（畜産課）…………… 6
- 保安林の指定の解除の予定（林業課）…………… 8
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 8
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 9
- 事業計画の変更の認可（公園街路課）…………… 9
- 宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定（2件）（建築指導課）…………… 10

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 10
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 11
- 都市計画の図書の縦覧（3件）（都市計画課）…………… 13
- 入札公告（下水道事務所）…………… 14

(病 院 局)

- 落札者等の公示…………… 19

規 則

茨城県規則第9号

茨城県母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

茨城県母子保健法施行細則（昭和44年茨城県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔規則〕」を「〔省令〕」に改める。

第2条から第8条までを削る。

第 9 条中「規則」を「省令」に、「様式第11号又は様式第12号」を「様式第 1 号又は様式第 2 号」に改め、同条を第 2 条とする。

第10条を第 3 条とする。

第11条を削る。

第12条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 4 条とする。

別表を削る。

様式第 1 号から様式第10号までを削る。

様式第11号中「第 9 条」を「第 2 条関係」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦」を「看護師」に改め、同様式を様式第 1 号とする。

様式第12号中「第 9 条」を「第 2 条関係」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

付 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第207号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

(2) 住所

福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン牛久南

牛久市南二丁目12番地 7 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎

(3) 変更の年月日

平成25年2月22日

(4) 変更の理由

届出時未定であった小売業者を決定したため

3 届出年月日

平成25年3月1日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コストコホールセールつくば倉庫店

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内B61街区①画地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成24年12月25日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号	ケン・テリオ

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年7月26日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,036㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 736台

(イ) 駐輪場の収容台数 68台

(ウ) 荷さばき施設の面積 565㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 42㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分～午後 9 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 24 年 12 月 13 日

2 市町村の意見

つくば市からの意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 当該地の西側の区画には、将来小中学校が建設される予定である。建設された場合には、児童・生徒の安全を確保するため、通学時間帯は入口④は右折入庫、出口⑤は左折出庫を制限するような掲示を出入口④⑤において行うこと。また、場合によっては、西側出入口を閉鎖するなどの対策を講ずること。また、市道 7-3131 号線への車両を抑制するため、来退店経路を公告・チラシ等により広く周知を図ること。

(2) 入庫待ちの渋滞を防ぐため、警備員等により車両誘導を行うようにすること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

徒歩や自転車で来店する者に考慮し、歩行者専用道路 7-3130P 号線と区画道路 7-3131 号線が交差する部分に歩行者及び自転車利用者の専用出入口を設けること。また、敷地内においても、この出入口から店舗入口及び駐輪場までの動線を確保すること。

3 騒音の発生に係る事項

(1) 騒音規制法で定める特定施設を設置する場合は、届出義務及び騒音規制値に十分留意すること。また、法に該当しない場合においても、周辺環境に十分な配慮をすること。

(2) 光害対策ガイドラインを留意し、適切な光害防止措置を実施すること。

(3) 騒音等の苦情を受けた時は、直ちに原因調査を行うとともに、誠意をもって苦情解決のための措置を講じること。

4 廃棄物に係る配慮

(1) 発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連リサイクル法等の関係法令を遵守し、発生抑制に努め、適正に処理すること。

(2) 日量平均 100 キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する場合は、つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出すること。

理 由

1・2

(1) 周辺住民の生活環境の保持（特に児童の安全確保）に努める必要があるため。

(2) 利用者の特性を考慮した交通動線を確保し、円滑な交通環境を守る必要があるため。

- 3 環境基本法, 騒音規制法, 光害対策ガイドライン, 公害紛争処理法
- 4 つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成10年条例第26号)

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第209号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し, その意見書は, 本日から 1 月間縦覧に供する。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北守谷ショッピングセンター

守谷市久保ヶ丘二丁目 1 番 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成25年 2 月21日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成25年 2 月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第210号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し, その意見書は, 本日から 1 月間縦覧に供する。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北守谷ショッピングセンター

守谷市久保ヶ丘二丁目 1 番 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成25年 2 月21日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 (一部午前10時)

(変更後) 午前 9 時

(3) 届出年月日

平成25年 2 月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第211号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン水戸南

東茨城郡茨城町長岡3480番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成25年 1 月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成24年12月27日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第212号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第 4 条第 1 項第 2 号の規定による平成24年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

種 畜 検 査 名 簿

種畜証明書番号	名前	種類	品種	生年月日	飼養者	
					住所	氏名
31208990001	アイズ ズック フクボク12 1 6001	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.9	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990002	アイズ ズック フクボク12 1 6006	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.11	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990003	アイズ ズック フクボク12 1 6010	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.11	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990004	アイズ ビック フクボク12 1 6011	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.16	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990005	アイズ ビック フクボク12 1 6018	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.23	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990006	アイズ ビック フクボク12 1 6019	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.23	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990007	アイズ ビック フクボク12 1 6022	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.25	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990008	ミヤボク スタ リオン イバ ボク 12 1 6111	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.12	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990009	ミヤボク スタ リオン イバ ボク 12 1 6128	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.17	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990010	スタリオン ミ ヤボク イバ ボク 12 1 6141	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.19	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990011	ミヤボク スタ リオン イバ ボク 12 1 6154	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.21	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990012	ミヤボク スタ リオン イバ ボク 12 1 6165	豚	大ヨークシャー 種	H24.5.28	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
31208990013	スタリオン ミ ヤボク イバ ボク 12 1 6210	豚	大ヨークシャー 種	H24.6.20	筑西市藤ヶ谷 2330	独立行政法人 家畜改良 センター 茨城牧場
11334666269	北平国6	肉用牛	黒毛和種	H23.8.13	常陸大宮市東 野3700	茨城県畜産センター肉用 牛研究所
11338621288	平勝	肉用牛	黒毛和種	H23.10.5	常陸大宮市東 野3700	茨城県畜産センター肉用 牛研究所



茨城県告示第213号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鉾田市大竹字猫内366の6・366の7・366の10・366の15・377の1・382の1・382の3・382の4・383の1（以上9筆について「次の図」に示す部分に限る。）、366の12、381、382の2、382の5

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び鉾田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 館野荒川沖停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
つくば市稲岡字屋敷台767番3から つくば市稲岡字屋敷台785番56まで	旧	最大 16.1 最小 13.4	154	
	新	最大 19.5 最小 14.9	154	現道拡幅

茨城県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路線名 県道 館野荒川沖停車場線

2 供用開始の区間 つくば市稲岡字屋敷台767番3から
つくば市稲岡字屋敷台785番56まで

3 供用開始の期日 平成25年3月15日

茨城県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 中里坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市岩井字駒跼前281番21地先から
坂東市岩井字駒跼前75番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月14日

茨城県告示第217号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合の事業計画の変更については次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地（結城市役所内）
事 業 施 行 期 間 自 平成20年12月8日
至 平成28年3月31日
施 行 地 区 結城市大字上山川字大久保、字須久保塚及び
大字矢畑字大久保、字大谷口の各一部と
大字矢畑字須久保塚の全部
設立認可の年月日 平成20年12月8日
- 2 変更認可の年月日 平成25年3月14日

茨城県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画公園事業
6・5・001号
土浦市常名運動公園
- 3 事業施行期間

平成 4 年 7 月 30 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで

4 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第219号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定に基づき、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鹿嶋市建設部都市計画課、茨城県土木部都市局建築指導課、及び茨城県鹿行県民センター建築指導課において縦覧に供する。

平成25年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

区域名	区域の所在地	区域の表示
鹿島神宮駅南	鹿嶋市宮下一丁目、宮下二丁目	次の図のとおり（図面省略）

茨城県告示第220号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定に基づき、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、東海村建設水道部都市政策課、茨城県土木部都市局建築指導課、及び茨城県総務部地域支援局県民センター総室県央建築指導室において縦覧に供する。

平成25年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

区域名	区域の所在地	区域の表示
南台-1	那珂郡東海村大字須和間	次の図のとおり（図面省略）
南台-2	那珂郡東海村大字須和間	
緑ヶ丘	那珂郡東海村大字村松、須和間	

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年4月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年 2 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つくば放射線腫瘍医育成推進機構

3 代表者の氏名

櫻井 英幸

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市天王台一丁目1番1号 筑波大学陽子線医学利用研究センター

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び腫瘍性疾患に関わる人々に対して、放射線治療専門医の教育・研修支援を行うとともに、研究会・学会及び講演会等の開催、またそれらを支援することにより、がん医療に関する地域医療の連携強化及び知識の啓蒙を図り、医療・福祉の発展と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

◎特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年4月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年 2 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県訪問リハビリテーション協議会

3 代表者の氏名

小關 迪

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市要1187番地299

5 定款に記載された目的

本会は、県民及び地域社会に対して、関係機関と連携をとって、相互の研修・研究を通じて、訪問リハビリテーション及びそれに関連する活動の促進と質的向上を図る事業を行い、もって県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

◎特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証

申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 25 年 4 月 30 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 25 年 2 月 28 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エプロン

(設立認証：平成 13 年 11 月 22 日，設立：平成 13 年 12 月 28 日)

3 代表者の氏名

太田 秀樹

4 主たる事務所の所在地

茨城県結城市大字田間 1489 番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者がハンディを持っていても、豊かで自立した社会生活を送って頂けるように世代、職業、性別を超えた幅広い住民が参加して総合的な福祉サービスを提供し、地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

◎特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 25 年 5 月 7 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 25 年 3 月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スクエアステップ協会

(設立認証：平成 19 年 3 月 27 日，設立：平成 19 年 4 月 24 日)

3 代表者の氏名

太藏 倫博

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市島名 1545 番地（香取台 B 5 街区 5）

5 定款に記載された目的

この法人は、個人・団体に対して、ゲーム性のある下半身の運動（以降「スクエアステップ」と呼ぶ）の普及、

そのほか健康増進に役立つ運動の開発と普及活動に関する事業を行い、高齢者の転倒防止・要介護化予防、認知機能の向上、成人の生活習慣病予防、子供の身体機能の発達、あらゆる年齢層の体力づくり・仲間づくり、アスリートの競技力向上とコンディショニング等、一般市民の健康増進に寄与することを目的とする。

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
地区計画（コモンステージ春日町地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、筑西市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
地区計画（下館綜合卸センター地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画用途地域の変更に伴い、筑西市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年 3 月14日

茨城県鹿島下水道事務所長 會 澤 勝 則

1 入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

重油 JIS 1種1号 397kl (予定数量)

(2) 購入物品の仕様

購入物品の性能等に関し、茨城県鹿島下水道事務所長が入札説明書で指定する性質を有すること。

(3) 供給期間

平成25年 5 月1日から平成25年 9 月30日まで

(4) 供給場所

茨城県神栖市北浜 9 番地

茨城県深芝処理場

(5) 入札単位

ア 入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。(紙入札の場合)

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 担当部局

〒314-0101 茨城県神栖市北浜 9

茨城県鹿島下水道事務所

仕様書に関すること 担当：施設第二課

入札事務に関すること 担当：総務課

電話0299-96-2617 ファックス0299-96-1099

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「大分類10燃料及び油脂製品類・小分類1石油」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中でない者であること。

(4) 本公告に示した物品調達の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明したものであること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再

生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達には, 資料の提出, 入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお, 電子調達システムによりがたいものは, 2の担当部局の承認を得て紙入札方式に変えることができる。

紙入札の承認に関しては, 2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

紙入札方式参加承認願様式

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaini/densityoutatu/yousikidawnrodo.html>

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から平成25年4月3日午後4時まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県鹿島下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から平成25年4月3日まで(ただし, 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのみとする。)

ただし, 茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日(土曜日, 日曜日及び祝祭日)を除く。

イ 場所

茨城県神栖市北浜9

(3) (1)と(2)の閲覧内容は同様のものである。

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は, 入札説明書, 仕様書等に対する質問がある場合は, 次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成25年3月25日(月)午後4時まで。なお, これ以降に到達したものについては, 回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし, 紙入札により参加の場合は, ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は, 次のとおりとする。

ア 日時

平成25年3月28日(木)午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし, 紙入札により参加の場合は, ファックスによ

り回答するとともに、茨城県物品役務入札情報サービスで閲覧に供する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成25年4月3日（水）午後4時まで。

なお、郵送（書留郵便に限る。）又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

持参の場合、提出時間は茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日（土曜日、日曜日及び祝祭日）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのみとする。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送（書留郵便に限る。）又は持参による提出を認める（この場合、電子調達システムにより目録ファイルを作成・添付し提出すること）。

また、紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出することとし、確認申請書及び必要とする添付書類に必要事項を記入・押印のうえ封書に封入・封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きするものとする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 発注者は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行しない。

ウ 発注者は、入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成25年4月10日（水）午後4時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書（様式4）に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。郵送の場合は書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（整数）を記載すること。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するので、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること（入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。）。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年4月23日(火)午後4時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵送(書留郵便に限る。)又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

持参の場合、提出時間は茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日(土曜日、日曜日及び祝祭日)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのみとする。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所 茨城県鹿島下水道事務所 事務室

イ 日時 平成25年4月24日(水)午前10時

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 電報、電話、電子メール及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 電子証明書を不正に使用した入札
- (7) 電子調達システムによる入札において、指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (8) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、指定の日時までに郵送(書留郵便に限る。)又は持参により入札書が到着しなかったとき
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (14) その他公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵送(書留郵便に限る。)又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出しなければならない。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。
<申請書の入手、提出及び問合せ先>
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当
電話029-301-4875(直通)
詳細は入札説明書による。
- (5) 当該調達に係る平成25年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (6) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel oil JIS Class 1 No1 397kl
- (2) Time-limit for tender:
Mail delivery : 4:00p.m. April 23, 2013
Hand delivery : 4:00p.m. April 23, 2013
- (3) Contact point for the notice:
Administrative Section, General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,
9 Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.
TEL 0299-96-2617



(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 3 月14日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①冷凍手術器 1 台 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成25年 2 月27日 ④株式会社日成メディカル 栃木県宇都宮市問屋町3426番地42 ⑤33,980,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札 ⑦平成25年 1 月17日 ⑧最低価格

①デジタル画像処理システム 1 式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成25年 2 月27日 ④株式会社コニカミノルタヘルスケア株式会社 東京都日野市さくら町 1 番地 ⑤35,400,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札 ⑦平成25年 1 月17日 ⑧最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)